

2017年2月24日

小田原市
市長 加藤 憲一 様

生活保護行政のあり方検討会
座長 井手 英策 様

小田原市生活支援課の不当行為に関する調査団
団長 井上 啓(神奈川生存権裁判弁護団)

<連絡先>

神奈川県生活と健康を守る会連合会

TEL 044-245-8828 FAX 044-245-8854

神奈川県労働組合総連連合

TEL 045-212-5855 FAX 045-212-5745

「生活保護行政のあり方検討会」開始にあたっての要望書

小田原市の市民の暮らしと福祉の向上に向けた行政の推進に対し、心よりの敬意を表します。

さて、1月17日に小田原市で2007年以降、生活保護受給者の自立支援を担当する職員ら64人が、「保護なめんな」「不正を罰する」などの内容が書かれたジャンパーを購入し、一部の職員が生活保護家庭への訪問時に着用していたことが判明しました。さらに、ポロシャツ、マグカップ、ストラップなど8点に「TEAM HOGO」「SHAT」というロゴが入ったものが作成されたことも発覚しました。生活保護受給者をはじめから不正受給者扱いし、威圧し委縮させる行為は決して許されるものではありません。

小田原市は、事態の発覚後ただちに市長のお詫び文を发出し、「保護のしおり」やホームページでの不適切な表現については改めました。そして、「本市における生活保護行政についての検証と今後の改善方策を取りまとめるため」に、「生活保護行政のあり方検討会の開催」を発表しました。「あり方検討会」は、2月28日に第1回を開催し、年度末までに取りまとめると伺っています。

「あり方検討会」の設置は、小田原市として徹底した真相究明を行い、再発防止策の策定、憲法25条にもとづく生活保護行政の確立に向けたものになると期待しています。つきましては、小田原市と「あり方検討会」に、以下の内容について明らかにして検討されるよう要請します。

また調査団として、「あり方検討会」の進捗と取りまとめ内容等を検討させていただき、再度の要望、調査などの申し入れをさせていただくことを申し添えます。

記

1. 今回の不当行為について、市としてどのように捉えていたのか。生活保護行政についてどのように考えてきていたのか。「保護のしおり」やホームページ上で削除された項目について、いつから記載が始まったのか、記載内容の法的根拠について明らかにしてください。
2. ジャンパー作成の発端は、2007年の7月に生活保護を打ち切られた男性が市役所内で職員2人にカッターナイフで切りつけた事件で、モチベーションを高めようと係長が発案したとされています。この事件がどうして起きたのか、保護停止

の経緯をどう捉えて分析したのか、改善しようとしたのかについて明らかにしてください。

3. この事件を境に、それ以前と生活保護行政の姿勢がどう変わったのか。ジャンパーの作成と着用など、不当行為がどのように始まったのか明らかにしてください。
4. 他市町村では訪問家庭が生活保護世帯とわからないような工夫がされています。なぜ小田原ではジャンパーやポロシャツの着用が容認されたのか。そして、そうした行為が組織的にどうして継承されてきたのか明らかにしてください。
5. グッズについて公金の支出はなかったのか。それぞれの部署においてグッズをつくるのが一般化しているのか。一般化していないとすれば、なぜ生活支援課だけが容認されたのか明らかにしてください。
6. 不当行為に対して、歴代担当部長、課長が認知していたとすれば、改善指導しなかった理由。問題意識を持つ職員はいなかったのか。いないとすれば、職場体質のどこに問題があったのかを明らかにしてください。
7. 生活支援課の担当職員に対しての研修・教育（カリキュラムなど）内容と受講者数。そこでは、憲法や生活保護法の本旨が十分に徹底されていたのか。市長をはじめ幹部職員も十分に理解し、生活保護支援部局への指導を行っているのか明らかにしてください。
8. 生活保護申請を受け付ける窓口での対応、生活保護受給者への訪問時での対応について、その実態と問題点を明らかにしてください。また可能な限り、生活保護受給者、申請者からの聞き取りを実施してください。
9. 2007年以前と以後の比較で、市の生活保護対象世帯数と人数、申請数、受給世帯数（率）を時系列的に明らかにしてください。また、不正受給件数、申請の却下、受給打ち切り件数と、その内容と理由についても明らかにしてください。また、生活支援課の職員の社会福祉士・社会福祉主事等の専門資格者数とその比率、相談窓口を除くケースワーカーの担当世帯数（1人当たり平均）を明らかにしてください。
10. 「あり方検討会」の委員に、生活保護制度にかかわるとりくみをしている小田原市内の団体の代表または個人を追加してください。それが難しい場合には、検討会での意見聴取の機会を設けてください。

以 上

【調査団の構成団体】

小田原地域生活と健康を守る会

全日本年金者組合小田原支部

医療生協かながわ生活協同組合おだわら診療所

神奈川県生活と健康を守る会連合会

神奈川県労働組合総連連合

全日本年金者組合神奈川県本部

神奈川県商工団体連合会

神奈川県社会保障推進協議会

西湘地域労働組合総連合

小田原民主商工会

西湘地域社会保障推進協議会

神奈川生存権裁判弁護団

日本自治体労働組合総連合神奈川県本部

新日本婦人の会神奈川県本部

神奈川県民主医療機関連合会

神奈川県反貧困ネットワーク